３）駐輪場⑴～⑺
構造階数：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
平屋建て
建物規模：延べ面積⑴約９㎡、⑵約14㎡、⑶約16㎡、⑷約16㎡、⑸約16㎡、⑹約11㎡、⑺約108㎡　新築各１棟
４）外構　新設一式
５）取りこわし　取りこわし一式
⑹　敷地面積　約5,340㎡
⑺　工期　平成26年１月31日まで
⑻　使用する主要な資機材　コンクリート約8,500㎥、鉄筋約1,600ｔ、板ガラス約1,500㎡
⑼　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型（Ｉ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
②　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する試行工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は施工条件明示による。
④　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、受発注者間の情報交換の場の設置を目的として、インターネットを活用し工事内容等を説明する画像を配信する「工事現場説明会」を開催する試行工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記㈠から㈢の要件をすべて満たす新築又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること。
㈠　建物用途：事務所・庁舎又は類似施設
なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び人文科学系研究室の合計面積が過半を超える施設をいう。
㈡　建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㈢　階　　数：地上６階建て以上
㈣　建物規模：延べ面積6,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　「構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画」及び「敷地内外における騒音、振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画」が適正であること。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
②　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
③　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記２⑹の同種工事の経験を有する者であること。
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。
②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。
２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）
①　構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画　塩害・中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るために、構造体コンクリートの密実性等を向上させるための手段に着目し、評価する。
②　敷地内外における騒音、振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画　本工事において、近隣施設に支障を与えない観点から敷地内外における騒音、振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画について、仮設計画、施工方法、施工体制等の手段に着目し、評価する。
⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～④の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。